

Go To トラベル事業支援対象



ホテルステイで学ぶヨガインストラクター養成講座

お支払い実額（おひとり様）

754,000 円（税込み）

●旅行出発日：2020 年 9 月 11 日、10 月 12 日、11 月 12 日

●旅行日程

日次	行程表
1 日目	14:00 ホテルチェックイン 16:00~20:00 講座
2 日目~29 日目	7:00~18:00 講座（昼休み、小休憩を含む）
最終日	7:00~10:00 講座、修了式 11:00 ホテルチェックアウト

●旅行代金・支援額・地域共通クーポン・お支払い実額（おひとり）

旅行代金（A）1,160,000 円

旅行代金への支援額（B）406,000 円

お支払い実額（A-B）754,000 円

1. この旅行は GoTo トラベル事業の支援対象です。
2. 旅行代金から GoTo トラベル事業による支援金を引いた金額がお客様のお支払い実額となります。9 月 1 日以降出発の旅行に関しては、別途、旅行代金に応じた地域共通クーポンが付与されます。
3. 支援金の受領について
国からの支援金はお客様に対して支給されますが、当社は、支援金をお客様に代わって受領（代理受領）致しますので、お客様は、旅行代金に対する支援金を差し引いた「お支払い実額」をお支払いいただくこととなります。なお、お取消しの際は、旅行代金を基準として所定の取消料を申し受けいたします。お客様は、当社による代理受領についてご了承のうえお申込みください。

・ 集合場所・利用予定ホテル：ダイワロイネットホテル姫路

(〒670-0927 兵庫県姫路市駅前町 353 JR 姫路駅姫路城口（北口）から徒歩約 5 分)

・ 食事： なし

・ 添乗員：同行しません。

・ 最少催行人員：1 名

詳しい取引条件を説明した書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上、お申込みください。

旅行企画・実施：兵庫県知事登録旅行業第 3-780 号

株式会社ベルイストワール

兵庫県姫路市飾東町豊国 636

電話 079-228-0118

(一社) 全国旅行業協会正会員

この旅行は、株式会社ベルイストワール（以下「当社」といいます。）が企画して実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）を締結することになります。この書面は、旅行業法第 12 条の 4 に基づきお客様に交付する取引条件説明書面であり、旅行契約が成立した場合は同法第 12 条の 5 及び当社の旅行業約款募集型企画旅行契約の部第 9 条第 1 項の契約書面（以下「契約書面」といいます。）の一部として取り扱います。

お客様が締結しようとする旅行契約の内容は、この書面の他、「お申込書控え」及び別紙「国内募集型企画旅行取引条件説明書面（共通事項）」に記載したところによります。

お問い合わせ・お申込み先

受託販売：

兵庫県知事登録旅行業第 3-780 号

株式会社ベルイストワール

兵庫県姫路市飾東町豊国 636

電話 079-228-0118

国内旅行業務取扱管理者：三木 貴史

※旅行業務取扱管理者はお客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。

この旅行契約に関し担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ね下さい。

●Go To トラベル事業 とは

Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ

Go To トラベル事業は、ウィズコロナの時代における「新しい生活様式」に基づく旅のあり方を普及、定着させるものです。次の内容を必ず守り、安全・安心なご旅行をお願いします。お約束、ご協力いただけない場合には、Go To トラベル事業の利用を認めないこととし、事務局より給付金の返還を請求することがあります。

- ①旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、ご旅行はお控えください。また、接触確認アプリのご利用をお願いします。
- ②旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施してください。3 密が発生する場や施設等は回避し、声を出すような行為もご遠慮ください。
- ③宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での 3 密対策の徹底、食事の際の 3 密の回避等が本事業の参加条件です。宿泊施設等の従業員の指示に必ず従ってください。
- ④若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられています。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提に、適切なご旅行をお願いします。

参考：観光庁 Go To トラベル事業関連情報 [【PDF/2MB】](#)

観光庁より、Go To トラベル事業をご利用いただく皆様へ [【PDF/563KB】](#)

[Go To トラベル事務局公式サイト](#)（※外部サイトに遷移します）

旅行の補助額について

●Go To トラベル キャンペーンでの旅行代金の補助について

国内旅行を対象に・宿泊/日帰り旅行代金の 1/2 相当額が補助されます。但し、以下の補助上限が設定されています。

- ①1 人 1 泊あたり 2 万円（日帰り旅行は 1 万円）が上限です。②補助額のうち、「7 割が旅行代金割引」「3 割が旅行先で使える地域共通クーポンの付与」になります。※そのため、補助額は 1/2 相当ですが、旅行代金のお支払いは 1/2 にはなりません。

●現地で使える地域共通クーポンとは

現地で使える地域共通クーポンは、額面 1 枚 1,000 円単位で発行され、お釣りは出ません。Go To トラベル事業の事務局が一括して発行し、旅行代理店や宿泊施設などで利用者に配布します。本格実施日は 9 月 1 日以降の予定です。詳細は国土交通省観光庁の資料にてご確認ください。